

第 20 回教育委員会定例会 案件表

○ 日 時

令和5年10月20日(金) 午後3時30分から

○ 議 題

1 陳 情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める
陳情書〔継続審議〕
- (2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポルノ
事件等に関する陳情書〔継続審議〕

2 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和5年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報 告

- (1) 教育長報告
 - ① 私立幼稚園における副食費補助事業の対象者の拡大について (資料1)
 - ② 物価上昇に伴う学校給食食材購入費補助の継続について (資料2)
 - ③ 特別支援学校における学校給食多子世帯負担軽減補助金について (資料3)
 - ④ 学校給食費および教材費未納金の訴訟提起について (資料4)
 - ⑤ 練馬区ねりっこクラブ運営業務委託事業者の決定について (資料5)
 - ⑥ その他

資料 1

令和 5 年 10 月 20 日
教育振興部学務課

私立幼稚園における副食費補助事業の対象者の拡大について

区は、国の基準に基づき小学校 3 年生から数えて第 3 子以降の私立幼稚園児の保護者に対し、給食費のうち副食費相当分を補助している。多子世帯の子育てにかかる経済的負担を軽減するため、新たに私立幼稚園に通園する第 2 子以降の園児の保護者について、下記のとおり、副食費補助事業の対象者を拡大する。

記

1 事業の概要

補助対象者について、現行の小学校 3 年生から数えて第 3 子以降の園児から、第 1 子の年齢にかかわらず第 2 子以降の園児に拡大する。

	現行			拡大後		
	第 1 子	第 2 子	第 3 子	第 1 子	第 2 子	第 3 子
第 1 子が小 3 より上の学年の世帯	小 4	年長	年中	小 4	年長	年中
	-	×	×	-	○	○
第 1 子が小 3 以下の学年の世帯	小 3	年長	年中	小 3	年長	年中
	-	×	○	-	○	○

2 対象者

下記(1)~(3)すべてに該当する園児を補助対象とする。

- (1) 区内に在住していること
- (2) 私立幼稚園に通園していること（区内外問わず）
- (3) 第 2 子以降であること

※ 第 1 子の年齢制限および区外転出等の要件なし

※ 対象世帯の所得制限なし

3 補助金額

月額上限 4,700 円（1 食 235 円×利用日数（20 日分））

4 補正予算額

52,828 千円（対象園児数：約 2,400 人）

5 補助対象期間

令和 5 年 10 月分から実施する。

6 支給方法

新制度移行園：施設型給付費として区から園へ支給

新制度未移行園：給食の実績に基づき区から保護者へ支払い

7 周知

令和 5 年 10 月 幼稚園周知、区ホームページでの周知を行う。

資料 2

令和 5 年 10 月 20 日
教育振興部保健給食課

物価上昇に伴う学校給食食材購入費補助の継続について

物価上昇に伴う学校給食食材購入費補助は、令和 4 年度から実施している。令和 5 年度は、当初予算で令和 5 年 4 月から同年 9 月分までに必要になる食材購入費の不足分を計上し、10 月以降については、物価状況等を勘案して継続の必要性を判断することとしていた。

この度、直近の食材購入費の状況等確認した結果、現在の学校給食費を超えているため、補助必要額を見直し、今年度末まで本事業を継続する。

記

1 事業目的

- (1) 給食食材料費の物価上昇分を区が負担することにより、学校給食の安定性の確保と栄養水準の維持を図る。
- (2) 学校給食における食材購入費の上昇分を補助し、保護者が負担する給食費を据え置く。

2 学校給食費の状況

東京都区部の月ごとの食品価格は、令和 4 年 1 月から上昇が継続している（令和 5 年 8 月は前年同月比 13%）。令和 5 年 5 月における食材購入費は、下表のとおり、現在の学校給食費を超えている状況である。

（令和 5 年 5 月 区立小中学校における 1 食あたりの給食費） 単位：円

		小学校/括弧内令和 4 年 10 月比	中学校/括弧内令和 4 年 10 月比
食 材	主食	27.99 (+1.07)	39.20 (-0.09)
	牛乳	58.38 (+4.65)	58.38 (+4.65)
	副食	173.35 (-4.55)	224.58 (-4.47)
小計		259.72 (+1.17)	322.17 (+0.09)
消費税		21.82 (+1.12)	27.03 (+1.25)
A：合計		281.53 (+2.29)	349.19 (+1.34)
B：学校給食費※ 1		262.52 (-0.04)	333.00 (+0.00)
A-B：不足分		19.01 (+2.33)	16.19 (+1.34)

R6.3 月までの区の物価上昇予測 + 8 %

1 食あたりの 補助必要額※ 2	小学校	中学校
	2 1 円	1 8 円

※ 1 小学校の学校給食費は、学年毎の児童・生徒数を加味して、金額の平均を算出しているため、変動が生じた。

※2 補助必要額は、令和5年5月の食材購入費の不足分に区の令和6年3月までの消費者物価指数の上昇予測8%をかけたもの。

3 区補助の概要

(1) 補助額等

上記で算出した、1食あたりの補助必要額を基に、令和5年10月から令和6年3月までに必要となる食材購入費の不足分を補助する。

全校への補助実施にかかる経費は下表のとおり。

	小学校	中学校	合計
ア：1食あたりの補助額	21円	18円	
イ：令和4年5月児童・生徒数	33,503人	13,482人	
ウ：10～3月1人あたり 平均累計食数	107食	104食	
ア×イ×ウ：区補助予算額	75,281千円	25,239千円	100,520千円

※ 令和5年4月から同年9月までの1食あたりの補助額は、小学校19円、中学校17円、区補助予算額は76,228千円だった。

(2) 補助の方法

各学校に対して、当該校の児童生徒数と給食回数に応じた額を、食材購入費として一括して交付する。

(3) 補助対象期間

令和5年10月から令和6年3月まで

令和5年10月20日
教育振興部保健給食課

特別支援学校における学校給食多子世帯負担軽減補助金について

区は、令和5年4月から、国の想定を上回り急速に進行する少子化に対応するため区立小中学校に在籍する区内在住の児童・生徒のうち、第2子以降の学校給食費を無償としている。

多子世帯の子育てにかかる経済的負担を軽減するため、新たに、特別支援学校に在籍する第2子以降の児童・生徒について、下記のとおり、区立小中学校給食費相当の補助を令和5年4月に遡及して実施する。

記

1 事業の概要

特別支援学校に在籍する小中学校相当年齢の第2子以降の学校給食費について、区立小中学校給食費相当額を補助する。

2 対象者

下記(1)～(3)すべてに該当する児童・生徒を補助の対象とする。

- (1) 区内に在住していること
- (2) 特別支援学校に在籍していること（区内外、公立、私立を問わず）
- (3) 第2子以降であること

※ 第1子の年齢制限および区外転出等の要件なし

※ 対象世帯の所得制限なし

3 補助金額

保護者から申請を受けた実額と補助基準額を比較し低い方の金額を補助する。

生活保護、就学援助、就学奨励事業または他自治体の制度により給食費の扶助を受けている場合はその額を控除した額を支給する。

区 分	補助基準額(年間)※	算定基準 (参考)	
		令和5年4月から 同年9月分	令和5年10月から 令和6年3月分
小学校低学年相当	52,100 円	266 円×89 回	268 円×106 回
中学年相当	54,900 円	280 円×89 回	282 円×106 回
高学年相当	58,600 円	299 円×89 回	301 円×106 回
中学校相当	66,300 円	350 円×85 回	351 円×104 回

※区立小中学校の給食単価×平均食数を基に積算し、100円単位で切り上げ。

4 補正予算額

13,320 千円 (対象児童・生徒数 約 220 人)

(内訳)

小学校 6,428 千円 約 120 人

中学校 6,829 千円 約 100 人

事務費 63 千円

5 補助対象期間

令和 5 年 4 月に遡及して補助する。

6 支給方法

保護者からの申請書等の提出を受け、年 2 回、区から保護者へ直接支給する。

7 周知

令和 5 年 10 月 各特別支援学校等周知、区ホームページでの周知を行う。

資料 4

令和 5 年 10 月 20 日
教育振興部保健給食課

学校給食費および教材費未納金の訴訟提起について

学校給食費および教材費の未納金について、下記のとおり中学校長が訴訟を提起する。

記

訴訟を提起する日	令和 5 年 10 月 30 日（予定）
訴えの趣旨	つぎの金額の支払いを求める。 (1) 学校給食費および教材費の未納金 90,980 円 (2) 訴訟費用
訴えの理由	練馬区立中学校の学校給食費および教材費について、納付期限を経過しても納付を行わない者（以下「滞納者」という。）のうち、学校長が法的措置による対応が必要と判断した滞納者に対し、練馬区は弁護士に委託して督促を行った。その後、応答がなく、かつ、納付がないため訴えを提起するものである。
訴えの相手方	滞納者 1 名
訴えを提起する者	中学校の校長 1 名

資料 5	
------	--

令和 5 年 10 月 20 日

こども家庭部子育て支援課

練馬区ねりっこクラブ運営業務委託事業者の決定について

令和 6 年度に練馬区ねりっこクラブの運営業務を委託する事業者を以下のとおり決定したので報告する。

1 新規委託校

(1) 委託事業者名

ア 豊玉南小ねりっこクラブ

団体名：社会福祉法人ぐらんま

所在地：東京都練馬区貫井 3-11-15-3 F-A

イ 光が丘四季の香小ねりっこクラブ

団体名：ライフサポート株式会社

所在地：東京都新宿区河田町 3-10

ウ 大泉第四小ねりっこクラブ

団体名：株式会社学研ココファン・ナーサリー

所在地：東京都品川区西五反田 2-11-8 学研ビル

エ 南田中小ねりっこクラブ

団体名：ライクキッズ株式会社

所在地：東京都渋谷区道玄坂 1-12-1 渋谷マークシティウエスト 17 階

(2) 委託期間

ア 運営業務委託

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

イ 準備委託

令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

ただし、豊玉南小ねりっこクラブの準備委託期間は、令和 6 年 1 月 4 日から同年 3 月 31 日までとする。

2 再公募校

(1) 委託事業者名

ア 開進第一小ねりっこクラブ

団体名：社会福祉法人北町大家族

所在地：東京都練馬区北町 2-17-16

イ 開進第二小ねりっこクラブ

団体名：特定非営利活動法人保育サービスぽてと

所在地：東京都練馬区田柄 1-20-2

ウ 石神井東小ねりっこクラブ

団体名：社会福祉法人ぐらんま

所在地：東京都練馬区貫井 3-11-15-3F-A

エ 上石神井小ねりっこクラブ

団体名：株式会社テンドーラビングケアサービス

所在地：東京都千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル 213

オ 大泉小ねりっこクラブ

団体名：株式会社マミー・インターナショナル

所在地：神奈川県横浜市中区桜木町 1-1 グランビュービル 5 階

カ 八坂小ねりっこクラブ

団体名：株式会社明光ネットワークジャパン

所在地：東京都新宿区西新宿 7-20-1 住友不動産西新宿ビル 30 階

(2) 委託期間

ア 運營業務委託

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

イ 準備委託（上石神井小ねりっこクラブのみ）

令和 6 年 1 月 4 日から同年 3 月 31 日まで

3 契約方法

プロポーザル方式による随意契約

4 選定経過

令和5年5月24日 第1回選定委員会

(募集要項・提出書類内容・審査書類等決定)

7月1日 委託事業者募集開始

7月11日 事業者向け説明会

7月13日・14日・19日 事業者向け施設見学会

8月4日 応募書類提出期限

(応募事業者数：新規委託校10者、再公募校10者)

8月17日・18日・21日 実地調査

(選定委員による応募事業者運営施設の実地調査)

8月28日 第2回選定委員会

(事業者プレゼンテーションおよび運営責任者候補者ヒアリング)

9月14日 第3回選定委員会 (委託事業者候補決定)

5 委託実績

令和5年4月1日現在 52校

令和6年4月1日現在 (予定) 59校